

令和4年5月臨時会 経済委員会（事前）

令和4年5月17日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時42分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の5月臨時会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

【報告事項】

- ウクライナ情勢による農林水産業への影響と対応について（資料1）

平井農林水産部長

それでは、今議会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

経済委員会説明資料でございます。

今回提出を予定しております案件は、令和4年度5月補正予算案でございます。

今回の5月補正予算案につきましては、今般のウクライナ危機に伴う原油価格及び物価高騰等に即応した業と雇用を守る対策などに必要となる予算措置を行うものでございます。

資料の1ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり、3億4,300万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は350億4,234万2,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、計の欄の最下段、括弧内に記載のとおり全額が国庫支出金でございます。

2ページでございます。

課別主要事項について御説明いたします。

もうかるブランド推進課でございます。

4段目の園芸振興費、摘要欄①のア、新規事業、施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業につきましては、燃油等の価格が高騰する中、省エネ技術活用等に取り組み、燃油等価格の高騰に備える農業者を緊急的に支援するための経費として、1億1,000万円の増額をお願いしております。

3ページでございます。

畜産振興課でございます。

4段目の畜産振興費、摘要欄①のア、新規事業、配合飼料価格高騰緊急対策事業につき

ましては、配合飼料の価格が高騰する中、飼料の効率化・最適化対策に係る国の技術指導に準拠して畜産経営に取り組む事業者を緊急的に支援するための経費として、1億300万円の増額をお願いしております。

4ページでございます。

スマート林業課でございます。

3段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、新規事業、主伐加速化・県産材緊急確保事業につきましては、県内民有林における主伐加速化を積極的に図る林業事業体に対し、素材生産量に応じた支援金を交付する経費として5,000万円の増額など、スマート林業課合計で1億円の増額をお願いしております。

5ページでございます。

水産振興課でございます。

3段目の水産業振興費、摘要欄①のア、新規事業、漁業用燃油価格高騰緊急対策事業につきましては、燃油等の価格が高騰する中、燃油の年間購入予定数量の削減目標を設定し、燃油使用の効率化に取り組む漁業者を緊急的に支援するための経費として、3,000万円の増額をお願いしております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、1点、御報告申し上げます。

資料1、ウクライナ情勢による農林水産業への影響と対応についてでございます。

まず、1、調査概要といたしまして、この度のウクライナ情勢による本県農林水産業への影響や課題を把握するため、本年3月末に県内農林漁業者及び関係団体44者に対して聞き取り調査を実施いたしました。

次に、2、分野別の主な状況として(1)農業では、燃油など資材の値上がりにより経費が上昇するも販売価格に転嫁できない状況であり、特に施設園芸農家は燃油高騰により負担が増大している。また、燃油高騰に伴ってLPガスの価格も上昇しているとの声を頂きました。

また、要望する支援・制度につきましては、燃油に関するセーフティネットの拡充や、LPガスを対象とするエネルギー高騰対策の新設を希望するなどの御意見を頂いております。

続きまして、(2)畜産業におきましては、コロナ禍により需要や消費が伸びない中、飼料や生産資材の価格高騰等により経営は厳しい状態であり、特に原料を輸入に頼る配合飼料については、更なる価格高騰や高止まりが懸念されるといった声がございました。

要望する支援・制度につきましては、配合飼料価格安定制度、このセーフティネットの拡充を行ってほしいとの御意見を頂いております。

続きまして、(3)水産業につきましても、漁船の操業に必要な燃油価格が高騰し石油製品の価格上昇もある中、水揚げ高は低迷している。魚価が上がらない中、経営は厳しい状態であるなどの声が寄せられており、要望する支援・制度につきましては、漁業経営セーフティネットの拡充を求める御意見を頂戴しています。

2ページでございます。

(4)林業・木材、製材業につきましては、ロシア材の入荷が止まっており、米材や欧州材も価格が高騰しているため、国産材への代替ニーズが急増している。そのため、国産

材需要の高まりにより、原木不足や価格高騰が懸念されるなどの声を頂いており、要望する支援・制度につきましては、原木の安定供給対策や木材乾燥機など機械設備への支援を求める御意見を頂いております。

次に、3、緊急提言の内容でございます。

去る4月13日、生産に不可欠な燃油や配合飼料等の生産者負担を軽減し、将来への不安を払拭した上で持続性の高い農畜水産業を実現するため、現場の声を取りまとめまして、飯泉知事が金子農林水産大臣に直接、農畜水産業におけるセーフティネットの更なる強化について緊急提言を実施いたしました。

提言内容としましては、2本柱で構成しておりまして、1本目は価格のセーフティネットがある燃油、配合飼料について、国の負担割合の引上げをはじめとする制度の拡充、2本目は価格のセーフティネットがないLPガス、肥料について、新たなセーフティネットの構築を提言したところです。

その後、4月28日に国の総合緊急対策の詳細が取りまとめられましたが、本県が緊急提言いたしました国の負担増をはじめとするセーフティネットの拡充につきましては、今回は実現に至らなかったところでございます。

そこで、4、5月補正予算（案）につきましては、国の総合緊急対策から1歩踏み込んだ緊急提言の内容を具現化し、業と雇用を守る農林漁業者への支援として速やかに実施してまいります。

続いて、3ページでございます。

この資料は、令和4年度5月補正予算案の事業者支援の構成イメージを整理したものでございます。上段のローマ数字の箇所を御覧ください。

まず、Ⅰとしまして、燃油等の価格高騰に伴う生産者負担が増大し対応が不可欠なものとなっていることから、Ⅱにございますように、4月13日に行った国への政策提言を県として緊急的かつ臨時的に実装するため、Ⅲのとおり提言の元となった漁業制度の国2対事業者1に合わせました農・畜・水、各制度における支援を行ってまいりたいと考えております。この資料の左下、水産業のイメージ図の左側の棒グラフ、上から2段目の太枠の中で事業者3分の1、国3分の2の部分の指しているものでございます。

その上で、例えばこの資料の左上の施設園芸の燃油につきましては、既存制度では基準価格を超えた高騰分に対して、国と事業者の負担割合が1対1であるところ、そのうちの事業者負担分、2分の1の3分の1相当分、すなわち補填対象全体の6分の1を県が支援いたしまして、国と県の公的支援と事業者負担の割合を2対1とするものでございます。

一方、イメージ図右上のセーフティネットが整備されていないLPガスへの対応につきましては、国に対してまずはセーフティネットを創設することについて提言したことから、既存制度の負担割合に合わせ、県の公的支援と事業者負担の割合を1対1としたものでございます。

これらの対策によりまして、原油価格高騰等の影響を受けた農林漁業者の事業継続と燃油削減に向けた取組を支援することによりまして、本県の基幹産業でございます農林水産業が持続性の高い産業であり続けるよう、今後とも全力を挙げて取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

午食のため休憩いたします。（11時53分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

ウクライナ情勢による農林水産業への影響と対応について報告を受けたところでありますが、今までのコロナ禍により農産物や畜産物、また水産物の需要や消費が落ち込んでいる中で、今般のウクライナ危機による不安定な国際情勢はあらゆるものを値上げさせており、県民の生活全般に大きな影響を与えております。その中でも私たちに安定した食料を供給し続けてくれている農畜水産業において、燃油や配合飼料などの急騰は経営の存続に関わる一大事であり、県内の産地の維持や安定的な食料生産、ひいては我が国の食料安全にも大きく影響を及ぼすものであると考えます。

今回報告がありました農業分野の影響や課題には、燃油など資材の値上がりにより経費が上昇するも、販売価格に転嫁できない状況との農産物特有の課題が述べられており、私のほうにも農家の皆さんから同様の悲痛な声が届いているところであります。

その一方で、今回の報告にはセーフティネットワークの拡大を求める声もあったようですが、まずはこの度のウクライナ危機に伴う燃油高騰で一番の影響を受けていると思われる施設園芸の状況について、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

また、この度の補正予算案には、業と雇用を守る農林漁業者への支援として施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業に1億1,000万円を計上しておりますが、どのような目的やスキームで実施するのか、詳細な説明をお願いしたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま井川委員より、2点、御質問いただいたところでございます。

まず1点目の施設園芸について、昨年に比べ燃油価格がどの程度上昇したかについてでございます。施設園芸におけます暖房用のA重油の平均価格につきましては、農林水産省の農業物価統計調査によりますと、令和3年1月に1リットル当たり79.0円であったものが、直近データの令和4年3月に111.3円と約41パーセント高騰いたしました。また、LPガスの平均価格につきましては、県調べではございますが、令和3年1月に1キロ当たり108.2円であったものが、直近データの令和4年3月には154.4円と、約43パーセント増と高騰しておりまして、農業者の皆様にとって非常に厳しい経営環境に直面している状況でございます。

次に、施設園芸燃油等価格高騰緊急対策事業の詳細の内容について御質問いただいたところでございます。

これにつきましては、農業者の皆様が非常に厳しい経営環境に直面している中、去る4月12日には徳島県農業協同組合中央会等から、セーフティネット制度におきまして加入者の負担が増大していることから、その軽減措置を講じることやLPガスをこの対象にすることについての緊急要請書が提出されたところでございます。

県では4月13日、燃油価格高騰に直面いたします施設園芸農業者の負担を軽減するため、施設園芸セーフティネット構築事業におきまして、補助金支払時の国の負担割合の引上げ、そしてLPガスを新たに事業の対象に追加することを国に対しまして飯泉知事より緊急提言を行いました。先月末の政府が発表いたしました原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきましては、従来のセーフティネット制度の継続にとどまったところでございます。

そこで、国のセーフティネット制度を補完いたします本県独自の新たな仕組みといたしまして、この度の補正予算におきまして事業を創設し、1億1,000万円を計上させていただきましたところでございます。本事業におきましては、現行のセーフティネット制度が補助金に占める国と農業者の負担割合が国1対農業者1となっておりますが、本県が緊急提言で行いました国2対農業者1を実現するため、セーフティネット制度があるA重油、灯油につきましては、農業者の負担割合である2分の1の部分の3分の1、すなわち補助金の6分の1を県が支援いたします。公的支援2対農業者1としたいと考えております。

次に、セーフティネット制度がないLPガスにつきましては、本県の緊急提言におきまして、まずは制度の創設を求めていたことから、A重油とか灯油であります既存セーフティネット制度の割合、国1対農業者1に設定いたします。現状で農業者が負担している部分の2分の1を県が支援したいと考えているところでございます。

今後とも現場の声をしっかりと受け止めながら本事業を速やかに実施し、施設園芸農業者の事業継続に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

ありがとうございます。この度の補正予算案は、現在のセーフティネット制度を補完し、国への緊急提言の内容を実装するという新たな仕組みとなっております。この取組が徳島モデルとして国のセーフティネットを拡充の方向に動かすきっかけとなることを期待したいと思っております。

もう一つであります。今回の調査では肥料に関しても国際価格が高騰しており、今後価格に転嫁されることを懸念との報告があります。最近では新聞やテレビでも原料価格の高騰について報道されておりますが、現在、県内の肥料価格の動向はどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま井川委員から、現在の肥料価格の動向について御質問を頂いております。

肥料についても、肥料原料の輸入価格の高騰などによりまして、燃油やほかの資材と同様に価格が高騰しております。多くの農業者が利用します肥料の全国平均価格につきましては、農林水産省の農業物価統計調査によりますと、一般的に使用されております高度化成肥料では令和3年3月に20キログラム当たり2,894円であったものが、

最新のデータの令和4年3月におきましては、3,382円と17パーセントの上昇が見られるところでございます。本県でも、おおむね同様の傾向であると認識しておるところでございます。

そこで、県内生産者等の聞き取り調査を踏まえまして、4月13日に国に対しまして肥料についても燃油や配合飼料と同様に新たなセーフティネット制度を創設するよう緊急提言を行ったところでございます。

その結果、国は4月26日に総合緊急対策を決定しまして、この中で調達国の多角化による秋用肥料原料の安定的な調達支援に対しまして100億円を措置したところでございます。また、自民党は政府に対する提言案におきまして、肥料価格急騰に対する影響緩和策の新設や、農家の今年の支払に対する具体策を提起したとの報道がなされるなど、国等におきましても肥料の新たなセーフティネット制度の創設等に向けた動きが活発化しているところでございます。

今後とも県内農業者の経営安定のため、関係機関とも連携の上、国の動向に対してアンテナを高く張りまして、しっかりと情報分析を行うことで実効性のあるきめ細やかな対応が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。4月13日の緊急提言が完全ではないですが、秋用肥料原料の調達の安定に反映されたということは分かりました。完全に反映されるとなると、国が新たにセーフティネットを新設するということになり、どうもその動きが活発になってくるようだとのことです。私も恒久的な制度として国がセーフティネットを措置してくれることが一番だと考えますが、県としても今後の肥料の更なる値上げに速やかな対応ができるよう、動向は常に注視をしておくようによろしくお願い申し上げます。

次に、畜産と水産の分野に関してであります。

報告によりますと、畜産の餌である配合飼料の原料は輸入に頼っており、価格が高騰しているとのこと。また、水産分野では漁業用の燃油が高騰し、水揚げ高も上がらず、経営は非常に厳しいとのことでありました。コロナ禍とウクライナ危機に最近では円安が加わり、正にトリプルパンチの状況であると思います。

この二つの分野、畜産の配合飼料と漁業用燃油については、どの程度価格が高騰しているのか教えてください。その上で、配合飼料価格高騰緊急対策事業と漁業用燃油価格高騰緊急対策事業についての目的やスキームも併せて御説明いただきたいと思っております。

岸本畜産振興課長

ただいま井川委員より、2点、御質問を頂きました。

まず1点目の配合飼料価格の動きでございますが、トウモロコシや小麦など配合飼料の原料につきましては、輸入が占める割合が約88パーセントと海外に頼っており、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢の緊迫化により輸入原料価格が高騰、それに伴い配合飼料価格も高騰している状況であります。国の公表数値によりますと、価格上昇直前の令和2年度第3四半期の配合飼料価格は1トン当たり約6万7,000円でありましたが、令和3年度第3四半期は約8万円と、1年で約20パーセント上昇。さら

には、大手飼料会社の公表によりますと、現在の令和4年度第1四半期でございますが、その価格は1トン当たり約8万7,000円と、価格上昇直前に比べまして約30パーセント高騰しているというような状況でございます。

次に、2点目の今回の補正予算の目的、スキームについてでございます。配合飼料価格の高騰により畜産経営者の負担が増加する中、国におきましてはその影響を緩和するため、畜産経営者や飼料メーカー、また国が負担した基金から補填金が交付される配合飼料価格安定制度を設けておりますが、県内畜産経営者からは制度の拡充を望む声も多く、県におきましては、去る4月13日、国に対して国負担割合の増加や補填金発動条件の見直しなど、制度の拡充に係る緊急提言を行ったところであります。

その後、国におきましては、配合飼料価格高騰対策といたしまして435億円の基金積み増し等の緊急対策が措置されたところでありますが、国の負担割合の増加をはじめとする制度の拡充には至っておらず、更なる価格高騰や高止まりが続いた場合、畜産経営の一層の悪影響が懸念されているところであります。

そこで、県内畜産経営者の負担を軽減し事業継続を図るとともに、持続可能な畜産を推進するため、5月補正予算といたしまして、配合飼料価格高騰緊急対策事業、予算額としましては1億300万円を計上させていただいたところであります。

具体的には、配合飼料価格安定制度における令和4年度の畜産経営者負担分1トン当たり600円に対しまして、漁業制度の負担割合であります国負担2、事業者負担1に合わせまして、畜産経営者の負担を3分の1とするため補助率を3分の2以内と設定し、令和4年度の配合飼料購入数量25万トンを見込んでおりますが、これを対象に支援したいと考えており、本事業の速やかな実施により県内畜産経営者の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

里農林水産部次長

最後に、漁業についてでございます。

まず、漁業用燃油の価格の状況についてでございますが、県におきましては毎月、漁業協同組合の燃油販売単価の調査をしておりますが、今月上旬の燃油価格は平均いたしますと1リットル当たり117円と、13年ぶりに120円に迫る水準に達しており、前年同月比では25パーセント、燃油価格が上昇基調に転じました一昨年6月時点と比べますと、70パーセント上昇しているところでございます。

続きまして、漁業の緊急対策事業の概要についてでございます。

漁業経営は経費に占める燃油費の割合が高く価格変動の影響を受けやすいことから、持続可能な経営を目指す多くの漁業者の皆様は、国と漁業者の双方が積み立てた基金から価格上昇時に補填金が支払われるセーフティネット事業に加入されてございますが、昨年来の5四半期連続、1年以上にわたる補填金の発動によりまして、漁業者の皆様の経済的負担は急激に増加しているところでございます。

このため、県におきましては、去る4月13日、セーフティネット事業における漁業者負担の軽減につきまして国に緊急提言を行いました。先月末に政府が発表した総合緊急対策における漁業分野の燃油高騰対策につきましては、セーフティネット事業の推進との表現にとどまり、提言内容の実現には至らなかったところでございます。こうした中、先

週、徳島県漁連から県へセーフティネット事業に加入している漁業者に対し、県独自の新たな補填措置を講じるよう、緊急要望書が提出されたところでございます。

そこで、厳しい経営環境の中、燃油価格の高騰に備え事業継続を図る漁業者の皆様を緊急的に支援するため、国のセーフティネット事業を補完する本県独自の仕組みといたしまして、この度、補正予算において漁業用燃油価格高騰緊急対策事業を計上させていただいたところでございます。

漁業のセーフティネット事業ですが、燃油価格の上昇度合いに応じまして補填金に占める国と漁業者の負担割合が変動する仕組みとなっており、本事業におきましては、このうち国と漁業者の負担割合が1対1の部分を対象として漁業者負担額の3分の1、全体で言うと6分の1相当の補填金を交付して、国費に県費を加えた金額である公的支援と漁業者負担額の比を2対1に引き下げたいと考えているところでございます。

現場の声を踏まえ、新たに創設いたします本事業に速やかに着手し、持続可能な漁業を実現してまいりたいと考えております。

井川委員

農畜水産分野の現状や5月補正予算案の詳細を御質問いたしました。今回は現場の声をよく聞き、その声と対策などを国に提言してきたことは危機感とスピード感を持って対応できた、よくできているんじゃないかなと思います。また、この度の補正予算は、ウクライナ情勢によりセーフティネットの効果が限定的なものになりつつある中で、多くの頑張る生産者が補正予算事業を活用できる仕組みになったことは、国の緊急対策にはない直接的な政策の支援を体現しており、これについても大きく評価いたしたいと思います。これからも新たな課題に対応できるよう、引き続き生産者に寄り添い、現場主義を貫く施策の展開をお願いしていきたいと感じます。

本当に農業って大切でありますし、国の根幹であります。輸入に頼っていたら、ウクライナみたいなことがあったら本当にどうなるか分かりませんし、もうこんなんでも農業やってられんわと言って、大切な農家に逃げられたら本当に国も困ってしまいますので、何とか対応できるように頑張っていたいただきたいと思います。

質問を終わります。

喜多委員

先日も木材団地へ行ってまいりました。そして、木材団地の中もプレカットの工場が大きいところは多いんですけども、その中で話ししよったら、最近は多少改善されたんですけども、ウッドショック以来、木材製品の価格が非常に高騰しておるといことと、材料がない、材料が減ってきたという話があって、あわせて、小さい建築業者なんかも品物が入ってこんということも最近多くあります。

そして、県がそれに対応して、県産材の増産とか木材乾燥施設の導入支援などをしておりますけれども、まだまだこれからでないんかいなと思います。対策の効果はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

小杉スマート林業課長

県のウッドショック対策の効果についての御質問でございます。

ウッドショックにつきましては、新型コロナウイルス感染症を原因としました世界的な木材需給のひっ迫によりまして、昨年春先から国内において欧州産の集成材柱、また米松はり、桁を中心に外材製品が不足し価格が高騰したものでございます。

このウッドショックによりまして、川下の需要側の今委員がおっしゃった製材工場ですとかプレカット工場におきましては、安定的な原料確保のために県産材にシフトする機運が高まってまいりました。また、川上の供給側であります森林組合や素材生産事業者におかれても、需要の拡大、原木価格の上昇に対応して生産意欲が高まってきつつあります。

県といたしましては、川上側の森林組合や素材生産事業者に増産の加速化を呼び掛けますとともに、県産材の安定供給を図るため、昨年9月補正予算において川上から川下まで高性能林業機械や人工乾燥機に対する支援を行い、各事業者において継続的に増産に取り組んでいただいているところでございます。

その効果としましては、県産材の生産量につきましては、新型コロナウイルス感染症まん延の影響をもろに受けました令和2年度は37万立方メートルと、前年度より10パーセント以上減少いたしました。令和3年度は回復し、現在取りまとめ中ではございますが、コロナ前を上回る生産量が見込まれております。また、川下におきましては、県産材回帰の流れが加速するとともに、人工乾燥機の普及による製品の高品質化の効果が図られているところでございます。

喜多委員

いろいろと改善はされておりますけれども、最近はその上にロシア、ウクライナ紛争の影響によって、ロシアからの木材の禁輸措置によりウッドショックが長期化するのではなかろうかと言われております。県内においてはどのような状況になっておりますでしょうか。

小杉スマート林業課長

ウクライナ危機によりウッドショックが長期化するのではないかと、どうなっているのかという御質問でございます。

ウッドショック以降、従来、外材製品を利用していた多くの工務店やプレカット工場が、先ほど申し上げましたとおり、建築材料を国産材製品に転換し国産材原木の需要が大変高まっております。このような状況の下、ウクライナ危機によりまして、ロシア政府は日本やヨーロッパ諸国を非友好国といたしまして、合板の原料となる単板などの木材製品を輸出禁止としました。ヨーロッパでは、集成材の原料としてウクライナから主にホワイトウッドなどの木材を輸入しておりますが、戦禍により木材供給が停止することが必至で、世界的な木材需要への影響が憂慮されております。

このようなウクライナ危機は更なる世界的な木材需給のひっ迫を誘発しており、委員のお話のとおり今まで収まりかけていたウッドショックの長期化につながるものとして、県としても強く懸念しているところでございます。

特にロシアによる合板用単板の輸出禁止の影響によりまして、県内におきましても構造用合板の供給不足と価格高騰がこれまでより更に悪化しまして、合板用B材原木の需給が

ひっ迫、これに連動しまして製材用のA材原木、またバイオマス発電や木質ボード用C材原木の需給にも悪影響が生じてきております。木材加工施設におきましては原木の調達に、またプレカット工場や工務店におきましては製品の調達に徐々に影響が出ているところでございます。

こうした状況を解消するためにも、これまで以上に県を挙げて関係者の緊密な連携の下、県産材の増産に取り組む必要があると考えております。

喜多委員

説明があったように、安定した木材供給には、いわゆる外材に頼らず県産材をもっと増産して対応する必要があるのではなかろうかと思えます。いわゆる県産材回帰の取組がこれからもますます必要になってくると考えますけれども、今回の補正事業でスピード感を持ってどのように取り組むのか、お尋ねいたします。

小杉スマート林業課長

今回の補正事業で、県産材回帰にどのように取り組むかとの御質問でございます。

このウッドショックが収束しないうちに起こりましたウクライナ危機は、世界的な原木不足や日本への製品輸入の更なる減少につながるものと危惧しておりまして、この対応策として、委員のおっしゃるとおり県産材回帰の取組が必要だと考えております。

また、GX、グリーントランスフォーメーション推進の観点からも、二酸化炭素の吸収源となる主伐、木材利用、再生林の森林サイクルを確立し、森林の若返りを図ることが求められております。県内の充実した森林資源を生かすためにも、現在実施しております間伐を中心とした施業に加えて、生産性が高く森林の若返りにもつながる主伐への移行を進め、生産性の向上による安定した素材生産を図ることが重要だと考えております。

このため、民有林の主伐の加速化と伐採後の再生林を推進する目的で、この度の補正予算により県内民有林で積極的に主伐を行う林業事業体に対し、主伐による素材生産量に応じて補助金を交付する事業を計画しております。また、県をはじめとする公的な森林が率先垂範して主伐の加速化を行うために、県有林における主伐計画を緊急的に前倒ししまして更に迅速に実施するために、スマート林業プロジェクトの実績の一つであります航空レーザー測量によるデジタルデータを利用して、設計見積りを迅速化しました立木販売方式を新たに導入することとしております。

さらに、川下におきましては、川上での増産に呼応し県産材へ転換するために必要な木材乾燥機の導入に対する支援事業の拡充を図り、品質の高い製品の供給能力を一層高めることにお図りするものでございます。

喜多委員

説明いただきましたような安定した木材供給とGX推進の観点からも、間伐から主伐へのシフトは大変有意義だと考えるものでございます。主伐の重要性は十分分かりました。

県産材回帰に向けた取組として、今回の乾燥設備の補助5,000万円は大変有効であると思っております。しかし、まだまだ不足しているという声も聞きますので、引き続き御支援をお願いしたいと思います。県産材の安定供給に向け、川上から川下まで一体となっ

たいろんな取組をこれからも継続してほしいことを要望して終わります。

達田委員

関連して質問させていただきます。

今、喜多委員から御質問がありました県産材緊急確保事業についてです。私はこのウッドショックということでショックはショックなんですけれども、これはやっぱり国産材、県産材を大きく普及させていくという意味では、非常に大きな意義があるのではないかと考えております。特に私などは花粉症で苦しんでおりますので、やっぱり大きな杉が少なくなっていくということは喜ばしいことだと思うんですけれども、ここでお尋ねしたいのは県有林です。

県有林の主伐計画ということなのですが、どれぐらいの規模があるものなのか。それと、先ほど立木販売方式ということなんですけれども、素材販売と立木販売でどういうメリット、デメリットがあるのか、その点を教えていただけたらと思います。

小杉スマート林業課長

ただいま達田委員から、県有林の今回の事業規模についての御質問と、立木販売の有利性についての御質問かと思えます。

県有林の規模につきましては、県下で30ヘクタールから50ヘクタール程度の主伐を考えております。

あと、その主伐についての立木販売の有効性ということですが、従来ですと、搬出間伐の材を販売することが一番多かったわけですが、そうした搬出間伐ですと、先に道を通しまして森林を全部切るわけではなく、その中から3分の1ですとか4分の1ですとか、一部を間伐してその材を土場まで持ってきて、そういった一連の作業を全てお任せ、事業体に入札等で取っていただいて事業を進めていたわけですが、今回やろうとしております立木販売というのは、伐期に達してここはもう森林がかなり高齢化しているの、切って新しい森林に植え替えたほうがいいなという県有林を、先ほど申し上げたように30ヘクタールから50ヘクタール程度を県内各地でセレクトしまして、その部分を立木の状態で入札にかけまして、ここを皆伐しようという事業体さんに買っていただきます。そういうことでするので、県としてはそういう作業が掛からないで迅速化できる。しかも、先ほど申し上げました航空レーザー測量データを活用しますと、過去においては県職員等が林地に赴きまして、極端に言いますと1本1本測って材積を出して、この山は何本生えていて100立方メートルですと言って入札にかけたわけですが、今回は航空レーザー測量のデータで上から飛行機を飛ばして立木の本数ですとか材積ですとかが既にデジタルデータとしてございますので、それを基準にこの山はこれだけの本数がある、これだけの面積がありますということを提示できますので、そこも非常に簡略化できるということになっております。

達田委員

御説明いただきましたが、これが県有林ですから県民の財産でもあるわけですね。適正な販売価格となるのかどうかというのが、ちょっと私は分からないんですけれども、素材販売と立木販売の場合に県として得なのか損なのか、そういうところが知りたいんで

す。どういうふうな計画をされているのでしょうか。

小杉スマート林業課長

設計といたしましては、立木販売価格というのを先に導き出すわけですが、まず基本となるのは今のスギなりヒノキなりの原木の市場価格が基準になります。そこから、その材を出してくるためには幾らかかるかというのが、今までの県有林のデータとしてございますので、その標準単価で搬出経費を出しまして、要は市場価格で今幾らで売れているところから、そこに係る経費を引いた額が収入となりますので、立方メートル当たりの収入単価で販売していくこととなります。

従来の方とどちらが得か損かということでしたら、どちらも積算方法は同じですが、立木販売方式のほうが非常にスピーディーに物事が運べるという利点がございます。

達田委員

一長一短はあるかと思うんですけれども、この県有林として立派に育った木が、やっぱり徳島県内のいろんな住宅とかいろんなものに利用されて、県民のための建物になるようにというふうに願っているんです。それは業者さんが、お買いになった方が決めていくと思うんですけれども、そういう先の先まできちんと計画されているということなんですか。

小杉スマート林業課長

ただいま販売先は県内であるかどうかという御質問かと思いますが、当然、今回の立木販売の条件としては県内の加工施設に原木を供給することを目的としておりますので、それを条件に販売していくように考えております。

達田委員

是非、一般住宅であれ公共施設であれ、徳島県の木が環境に役立つように、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点、配合飼料の問題です。先ほど御説明も頂いておりましたけれども、輸入穀物の配合飼料とそれ以外の独自の配合飼料があると思うんです。輸入飼料の配合飼料というのが約2割でしたか。それと、独自の配合飼料というのがそれ以外でしたか。そのところが分かりにくかったので、もう一回御説明いただけたらと思います。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、配合飼料の原料についての質問であったかと思ひます。

配合飼料につきましては、例えばトウモロコシや大麦、小麦などの麦類、また大豆かす、その他様々な原料を加工、配合しまして栄養素を調整した飼料でございまして、その原料の輸入割合が88パーセントで、国内での自給が12パーセント程度というところでございます。

達田委員

そうしたら、牛は反すうしますので、配合飼料でないワラとか干し草、それから生の草がどうしても必要になりますよね。そういう飼料に対しては、今どんな状況なんですか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、牧乾草、いわゆる粗飼料の状況についての御質問でございます。

粗飼料につきましては、先ほど配合飼料の原料は88パーセントが輸入ということでございましたが、粗飼料につきましては、国産の割合が76パーセントということで高い自給率であり、輸入については24パーセントということで国産が高い状況でございます。

一方、輸入価格でございます。配合飼料につきましては上昇しておりますけれども、粗飼料につきましてもやや上昇基調というところがございます。1例では国の公表数字を基に説明させていただきますと、例えばチモシー類、アルファルファ類というような牧乾草の令和3年次の輸入価格でございますが、1キロ当たり41.0円でございます。これを過去と比較いたしますと、令和元年次が40.3円で約2パーセントの上昇、令和2年次が38.6円と6パーセントの上昇であり、価格上昇はあるんですけれども、その上昇幅というのはまだ比較的緩やかという状況でございます。

達田委員

ありがとうございます。そうしたら、ここは牛、豚、鶏ということになっているんですけれども、それぞれ損失補填制度があるかと思うんです。先ほどもお話しされていたと思うんですけれども、これで言いますと配合飼料の令和4年度購入数量掛ける支援単価、この支援単価というのは牛、豚、鶏でそれぞれ違うということなんですか。ちょっとこのところをもう一回お願いいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、配合飼料のセーフティネットであります、配合飼料価格安定制度におけます畜産経営者の負担につきまして御質問いただきました。

畜産経営者の負担につきましては、牛、豚、鶏、その他の家畜がございますけれども、畜種ごとに金額が違っているということではなく、配合飼料全て1トン当たり幾らとなっており、今年度の場合は600円ということで畜種による違いはございません。

達田委員

ありがとうございます。今、ワラまで値上がりしてほんまに大変なんじゃというお話もよくお聞きするんです。本当にこの先どうなっていくのかという不安を持ってお仕事をされていると思うんです。今、この木材の話も伺いましたけれども、木材にしる飼料にしる食料にしる、ほとんど輸入に頼ってきたという状況が今見直しせざるを得ないというところになってきていると思うんです。これは、コロナあるいはウクライナ危機とか、非常に大変な困難なことにぶち当たってしまった反面、やはり日本の農業、食料の生産の在り方を問い直す時期に来ているとも思えるんです。ですから、やはり食料は自分の国で自給し

ていくことを目指していく、木材も自分の国で自給していくということを目指していく。そのための先導的な役割というのを、やはり県がしっかりと果たしていただきたいということをお願いして、この制度もしっかりと利用されるようにということをお願いしておりますので、よろしく願いして終わります。

仁木委員

私からは、この県が補填していただける重油であれ配合飼料であれというところでは、これの中で、既存のセーフティの部分にのっかって、その事業者割合の部分を幾らか県が負担するというような事業という認識でおります。セーフティネットに入っていないければ県の支援策が受けられないというように認識しておりますけれども、それぞれのセーフティネットに入られていない事業者の方っていうのはどれぐらいいらっしゃるのか、お教え願いたいと思います。何件中何件という件数が分からんのであれば、大体何パーセントとか何割とか、そういった形でお教え願えればと思います。

林次世代農業室長

ただいま仁木委員より、セーフティネット制度未加入者の数について御質問いただきました。

まず、農業分野の施設園芸でございますが、直近の農業センサスの数字によりますと約511戸が施設園芸を実施しております。今回セーフティネット事業に加入いただいておりますのは約8割に当たる400戸でございます。それで、一部LPガスもございますので、実質的にセーフティネット未加入者については約70戸と認識しているところでございます。

岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、畜産分野におけます配合飼料価格安定制度への加入状況について御質問いただいております。

令和4年度の配合飼料価格安定制度への加入状況でございますけれども、県内の畜産経営者454戸のうち98パーセントに当たる方に加入いただいております。

里農林水産部次長

続きまして、漁業についてでございます。

漁業分野のセーフティネット事業につきましては、現在491経営体が加入されており、経営体ベースに直しますと加入率40パーセント程度というふうに考えてございます。

一方で、利用できるデータに制約はあるんですけれども、セーフティネット事業に加入されている皆さんが、1年間にこれだけ使えますという燃油の申込数量と、本県の漁業におきまして1年間に使用される燃油使用量の推計値を比べますとほぼ同等ということで、全国と同様に本県におきましても燃油使用量ベースのセーフティネット事業のカバー率は100パーセントというふうに考えているところでございます。

仁木委員

今の御説明いただきました中で、皆さんもお聞きしよって思うと思うんですが、水産の分野については実質100パーセントで賄い切れるんだから、それはそれでいいかもしれませんが。配合飼料の部分も98パーセントですけれども、例えばこの施設園芸の部分で言えば70戸、2割が未加入となっておる現状の中で、片やLPガスの部分については未加入だろうが何だろうが制度がないんだから、もし仮に制度を作っていたとしても、それがあっても未加入者には支払われると、何らかの支援を受けられるとようになっていくという想定ができるんじゃないかなと思うんです。これって税の再分配の公平公正上、未加入の方には何らか別の支援策、選択肢を示すべきでないかと思うんです。

これははっきり申し上げて、ウクライナ情勢によるオイルであるとか配合飼料の部分でしようけれども、議会の中では過去にもこういう議論をさせていただいておるんです。これは何かと言いましたら、いわゆるコロナでの支援金の話だったと思います。ステッカーを貼って、いわゆる実践している店舗には幾らですというだけしかなかったんです。それをしていない人には何もありませんかという議論があって、そこにも支援策をしていったという流れがあるわけですし、同様にこの未加入の方に対しても何かしらの支援策をしていくべきではないかと思えます。

その点は、継続的に何もしないのか、それとも何もしないんであれば今後示していくのか、示していかなかったとしても示す努力をされるのか、そういった検討をするべきだと思いますけれども、御所見をお聞かせ願いたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま仁木委員より、未加入者への支援について御質問いただきました。

施設園芸セーフティネットにおきましては、国と農業者が1対1で積み立てるという資金から、燃油価格が一定以上に上回った場合に農業者に補助金を交付する制度でございまして、これまで加入推進を図ってきたところでございます。

その結果、県内の施設園芸農家の約8割に当たります約400戸から加入していただいたところでございまして、この制度は積立方式で補填に使用されなかった積立金につきましては事業終了後に還付されるため、燃油価格の高騰に備える農業者のメリットは非常に大きいと考えていることから、残り約2割の農業者の方にも加入いただけるよう、更なる制度周知及び加入推進が必要であると考えております。

これまでセーフティネットに加入していない農業者につきましては、これまでの産地の聞き取りでは、これほどの燃油価格の高騰を想定していなかったとか、経営規模が小さく燃油使用量が比較的小さいといったことが未加入の理由と聞いておりましたが、直近の産地の聞き取りにおきましては、この燃油価格の高騰を受けまして未加入の方から、制度の内容とか本年度の加入手続への問合せといった声も聞いているところでございます。

そこで、県ではこのセーフティネット制度を補完いたします今回要求させていただいております事業におきまして、全ての施設園芸農業者を支援対象といたしまして経営安定につなげることから、このセーフティネット制度に加入している方は継続加入いただくとともに、未加入の方にも制度に確実に加入いただくことで、今後も懸念されます燃油価格の高止まりに対応し、農業者の負担軽減につなげていただきたいと思いますと考えているところでございます。

仁木委員

それは、必要とされている方が確実に入るという保証があるんですか。

林次世代農業室長

ただいま、未加入者の方がこの制度に確実に入るのかという御質問を頂いたところでございます。

まずはこの事業の国の制度が8月末に締切りがございますので、それに向けてこの制度の重要性やメリットをしっかりと説明した後に、この県の支援とも併せてしっかりと支援していきたいと考えているところでございます。

仁木委員

私が申し上げていますのは、何も制度に入っていない方に制度を利用した部分と県の支援策の部分の両方を示されたらどうですか、何か提供したらいいのではないですかという話をしているわけではなくて、県が加入者に対して自己負担分を幾らか補填するのであれば、それと同等若しくはそれ以下でもいいからそういった支援を受ける機会を作るべきだという議論をしております。

今の答弁の中では、セーフティネットに入っていく努力を続けますと、それはいいでしょう。でも、私が求めている答弁はその答えではなくて、さきに申し上げた質問に対する答弁なんです。そういったことについて今後検討していく構えがあるのか、余地があるのか。それとも、そういったことをせずして、今回についてはこのままこれで終わりですという話なのか、いずれかをお聞かせいただければと思います。

平井農林水産部長

今、御質問を頂いている点について、ちょっと整理の意味でお話をさせていただきたいと思います。

この度、県から提案させていただいている事業につきましては、現在セーフティネット制度に加入されていない方も対象でございます。ただ、その条件といたしまして、今後、今年度中に次の国のセーフティネット制度に参加される機会がございますので、そこには必ず入ってくださいと、そういう条件の下でお約束を頂ける場合は既に加入されている方と同様の助成をさせていただくのではないかと、そういうことで門戸を開放させていただいておりまして、本年度末には結果的にこのセーフティネット制度に入られる方が多くなって、さらに併せてGXの推進もできればなど、そういう制度設計をいたしているところでございます。

仁木委員

今、部長から御説明いただきましたが、セーフティネットのほうに今後入った場合に、この制度利用できますよというお話でございました。私がなぜこのような質問をしているかと言いましたら、事前にレクを受ける際に、セーフティネットに入らない人は何もありませんかと聞いたら、何もないとおっしゃるからこういった質問をさせていただきま

した。

こういったことで、いろんな業界団体と意見交換をしながら制度を作っていただいているのは非常に有り難いことなんですけれども、我々も県民の声を聞きながら心配な部分をしっかりと聞いて、そしてこういった議案についても真摯に向き合わせていただいております。ですから、真摯な御答弁と御説明をしていただいた上で、判断をこちらもさせていただきたいと思っておりますので、その点を十分に御理解いただきたいと思っております。

今後引き続きよろしくお願いたします。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それではこれをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。(13時56分)